

第52回県境不法投棄現場原状回復対策推進協議会

日時：平成27年3月19日（木）

13：30～15：30

場所：アラスカ会館 4階 ダイヤモンド

司会： 会議に先立ちまして、本日の資料の確認をさせていただきます。

本日の資料は、事前に送付させていただきました次第、出席者名簿、席図、資料1から資料6ですが、出席者の変更がありましたので、本日、改めて出席者名簿と席図を配付しております。また、先月作成しました改訂版の事案パンフレットも事前に送付しております。不足などはございませんでしょうか。

それでは、ただ今から、「第52回県境不法投棄現場原状回復対策推進協議会」を開催いたします。

なお、本日は、榎本委員が業務の都合により途中で退席することとなっておりますので予めご了承ください。それでは、開会に当たりまして、林環境生活部長よりご挨拶申し上げます。

林部長： 環境生活部長の林でございます。

まずもって、委員の皆様方には、年度末の大変お忙しい中、この会議にご出席をいただきまして大変ありがとうございます。

年度末ということで、まず、現在の県境不法投棄現場についてお話をさせていただきますと思いますが、昨年度、廃棄物等の撤去が完了いたしまして、今年度からは環境再生計画に基づきまして、現場跡地の自然再生を図るため、植樹による森林整備に着手したところでございます。今年度は、森林整備エリアの約4割に植樹することが出来ました。委員の皆様をはじめ、県民の皆様、そして企業の皆様にご支援、ご協力をいただきましたことに、この場をお借りしてお礼を申し上げる次第でございます。

さて、前回の協議会におきまして、地下水の浄化を促進するため、地域振興エリアでございます選別ヤードの跡地に雨水貯留池を設置することといたしましたことから、地下水の浄化が終了するまでは、当該エリアは利活用出来ないこと等をご説明申し上げ、その後、今回の協議会に向けまして、現場における今後の地域振興の考え方や進め方につきまして、委員の皆様にご意見を照会させていただいたところでございます。

委員の皆様から、貴重なご意見をいただきましたことに感謝申し上げます次第

でございます。

本日の会議でございますが、改めてこの雨水貯留池を設置するに至りました経緯をご説明した上で、委員の皆様のご意見も踏まえた地域振興に係る当面の方針案や平成 26 年度の事業実施状況、そして環境モニタリング調査結果等につきましてご説明することとしております。

委員の皆様には、それぞれのお立場からどうぞご意見、ご助言を賜りますようお願い申し上げます、開会に当たりましてのご挨拶とさせていただきます。

どうぞよろしくお願い申し上げます。

司会 : それでは、議事に移らさせていただきます。

ここからの議事進行につきましては、協議会設置要領第 4 第 4 項の規定により会長が行うこととなっておりますので、末永会長に議事進行をお願いいたします。

末永会長 : こんにちは。

会長を仰せつかっている末永でございます。

通算では 52 回目という大変長丁場でやってきているわけですが、今年度は 3 回目ということでございます。

私が会長を仰せつかってから 3 回目ということでございますので、これまでの資料等々も若干拝見いたしておりますが、この 3 回の経緯を振り返りますと、ただ今、林部長からご挨拶がありましたが、前回の 51 回目ですね、いわゆる地域振興をどのようにするかということが大きな課題になってきたなと思っております。その点に関しましては、私も提出させていただきましたが、委員の皆様方から予め様々なご意見をいただいたと、それを事務局で取りまとめ、いろんな形において今日、またご報告いただけるということになっていると思います。

本日の議題の中心は、その辺になると思いますので、委員各位からは忌憚のないご意見をいただきたいと思っております。よろしくお願いいたします。

それでは、皆様方のお手元にある次第に従いまして、進めてさせていただきます。

なお、一応、午後 4 時を終了の目途にしたいというふうに思っておりますので、よろしくご協力ください。

それでは案件 1 でございますが、選別ヤード跡地の雨水貯留池設置の経緯について、事務局からご説明いただきます。よろしくお願いいたします。

事務局 : 環境保全課の西谷でございます。よろしくお願いいたします。

前回の協議会で地域振興エリアである選別ヤード跡地に地下水浄化促進のた

めの貯留池を設置することを先ほど部長からも挨拶がありましたが、その設置経緯につきまして、山本委員から説明する機会を設けてほしいという旨のご意見をいただいておりますのでご説明をさせていただきます。

資料1をご覧ください。

資料1の1(1)でございますが、平成25年10月開催の第49回協議会におきまして、揚水井戸で積極的に汚染地下水を揚水して浄化をすとした現場地下水浄化計画(案)を提示いたしましてご意見を聴いたところでございます。

その結果、1つとして、浸透枳や注水井戸への注水により積極的に地下水涵養と汚染の洗い出しを図ること、2つとして、現場地下水位及び電気伝導率を継続観察すること、3つとして、地下水浄化の中間評価について、具体的な時期、方法及び公表の方法を明記すること、との意見がございました。

その意見を反映しまして、平成26年3月12日に計画を策定したところでございます。

その後、平成26年4月の第50回協議会におきまして、49回協議会の意見を反映して計画を策定したということと、さらに雨水貯留池を設けて浸透枳へ供給する水を確保する計画であるということを説明したところでございます。

その結果、協議会では、専門家の知見を聴きながらより良い方法で地下水浄化対策を進めることとされました。

その後、貯留池の設置につきまして、協議会専門家委員の意見を聴きながら検討を行った結果、貯留池の容量は5月中旬から6月中旬の渇水時期約1か月に不足すると想定される量として3,000 m³が必要であると。貯留池設置の場所は平坦であって、かつ現場全体に配水するために標高の高い場所である必要があるという結論に至っております。

貯留池設置場所としては、選別ヤードの跡地から県境部遮水壁沿いエリアが考えられましたが、県境部遮水壁沿いは傾斜地となっているために必要な容量を確保するためには深く掘削する必要があり、工事に伴って岩手県の遮水壁へ悪影響を与えるおそれがありました。選別ヤードの跡地であれば平坦でかつ現場内で最も標高の高い場所という条件を満たしますので、その場所に雨水貯留池を設置することといたしました。

また、設置場所となります選別ヤード跡地ですが、選別ヤードそのものを撤去する計画になっておりましたが、撤去について検討しましたところ、コンクリートのたたきの下に鉄筋コンクリートの基礎が格子状に入っておりまして、それを撤去するためにはコンクリートのたたきも7割以上を撤去せざるを得ないため、選別ヤード全面のコンクリートのたたきを撤去することといたしました。

一番最後のページの5ページ目にたたきの基礎詳細図とありますが、その左側の赤く塗っている格子状のもの、これが基礎でございます、これはコンクリ

ートのたたきの上面から深さ約 1.5mの深さまで入っておりまして、構築物の撤去に伴って 1.5mの深さにある基礎を全部取るとなりますと、エリア一体のたたきを撤去せざるを得ないということで全面を撤去するということになったということでございます。

本文の 1 ページに戻っていただきまして、以上のことを平成 26 年 10 月開催の 50 回協議会においてご報告をしたというところでございます。

また、次の地下水の浄化方法についても山本委員から説明を求められておりましたので、以降につきましては、担当の対馬から説明いたします。

それでは引き続き、2 ページ目以降、現場の地下水の浄化方法の具体的なイメージについて説明いたします。

汚染地下水につきましては、降水の地下浸透水で洗い出し、廃棄物の撤去時と同じく浸出水処理施設で処理しております。浸出水処理施設の処理能力は定格で 1 日当たり 150 m³、最大で 1 日当たり 200 m³でございますが、平成 26 年度に現場から集水した地下水量は年間累計で 44,415 m³、1 日当たり 122 m³となっており、処理能力 200 m³とか 150 m³からいまして、1 日当たり 30 ないし 80 m³の余力があることから、早期に地下水浄化を終了するためには、出来るだけ地下の浸透量を増やして地下水を涵養し、汚染地下水の洗い出しを促進する必要があります。

このため、平成 25 年度には廃棄物撤去後のつぼ穴を利用して浸透櫛を造りました。

平成 26 年度は、通路沿いに浸透櫛を 33 箇所造りまして、地下浸透の強化をしております。

今年度造った浸透櫛、道路沿いの地下浸透櫛につきましては、管理用道路の下に設置いたしまして、それぞれ有孔管、暗渠管で連結してありまして雨が降ってくれば自然に浸透櫛に入る構造にしております。こういう構造物を設けまして浸透量を増やすこととしております。

また、降水量につきましては、先ほど、西谷対策監が申し上げましたとおり、季節により大きく変動するということがございます。例年、5月中旬から6月中旬の渇水時期には、ほぼ1か月に渡ってあまり雨が降らないという時期が続くということがこれまでの傾向で分かっております、この間に不足する水量を確保し、あらかじめ貯留しておくために選別ヤード跡地に雨水貯留池を設けると。それから、小型の雨水貯留池を選別ヤードの西側と県境沿い、真ん中付近になりますけど、中央の谷の上流部分に小型の貯留池を設けることといたしました。

これらの現場の標高の高い部分に設けました貯留池から現場内の浸透櫛に自然流下で配水することにより、渇水時期の地下水涵養を図ることとしております。

具体的なイメージにつきましては、3ページの図1に断面図、4ページの図2に平面図を示しておりますので、こちらの方で説明いたします。

まず3ページをご覧ください。

この図につきましては、現場の標高の高い東側を図の右に、標高の低い西側を図の左に配置した断面の模式図となっております。現場の地形に沿って地下水は概ね図面の青色で示しているところになりますが、概ね右側から左側、東側から西側に流れております。上の方に第一帯水層、下の方に第二帯水層という2層の帯水層が分布することが分かっております。この帯水層につきまして、それぞれ、いろいろな形で地下浸透を図っているわけですが、図の①から順番に説明いたしますと、まず、①から④番、⑤番目のところまでが概ね地下水の涵養の流れとなっております。

まず①番目として、地表からの雨水浸透、当然、現場の表面を耕していますので、かなり地下浸透しやすい状態になっていますが、現場の地表からも雨水浸透がございます。今の時期ですと雪解け水が浸透していきます。

それから、雨量が多い時、それから今のような雪解け時期などで地表面が雨水で飽和している状況でございますと、解けた水、雨水が地表に沿って走っていきます。この走っている水を有孔管、暗渠管で集水して浸透柵に導水し、浸透柵による地下浸透を行います。これが②番目でございます。

また、先ほど述べたとおり、渇水時期の水源を確保するため、③番目といたしまして、現場の高台に雨水貯留池を設置いたします。

それから④番目といたしまして、この雨水貯留池から浸透柵、それから注水井戸に配水いたしまして、地下水涵養をいたします。

こういう形で地下水涵養をいたしまして、どんどん汚染された地下水を洗い流すこととなります。汚染された地下水は、これまで現場の遮水壁近くの揚水井戸と平成25年度に設置しました、⑦番、中央あたりに設置しました暗渠の排水管により集水して、浸出水処理施設、現場の下流にございます浸出水処理施設で処理した上で下流の沢に放流しております。

今年度はこの他に黄色で示しました新設の揚水井戸、こちらを現場の方に設置しております。

来年度、この揚水井戸が完成次第、こちらの方からも汲み上げて浸出水処理施設で処理をして放流するというストーリーになっております。

なお、現場につきましては、現場の上流部が岩手県を設置した遮水工ということで、鋼矢板で仕切られております。それから、下流部は鉛直遮水壁で仕切っておりますので、現場全体の大きなプールのような形になって汚染物質は外に漏らさない構造になっております。

従いまして、この汚染物質は全てこの既設の揚水井戸と新設の揚水井戸、暗渠

管で集めて浸出水処理施設で綺麗にして基準以下にし、それから下流の沢に放流する。下流の沢についても、きちんとモニタリングをして環境基準に適合しているということを確認しておりますので、ご安心いただきたいと思います。

次の4ページ、地下水浄化関連施設の配置図についてご説明いたします。

この中、2種類の図が入っておりまして、凡例で見ていただきますと色の付いたオレンジと黄色、緑のもの、これが既存のモニタリング地点でございます。オレンジが環境基準10倍超過の井戸、黄色が環境基準超過から環境基準10倍以内の井戸、緑が環境基準をクリアしている井戸でございます。現場の下流側に比較的濃度の高い井戸が多い状態になっております。

それから地下水涵養施設、揚水井戸等です。現場の道路沿いに赤い四角、ポツポツと33箇所になっておりますが、これが今年度設置いたしました浸透柵、この浸透柵を結ぶように水色の破線がございます。これが有孔管になっております。この有孔管で集めて赤い浸透柵に配水していきます。

それから赤の斜め線が入っています雨水貯留池、選別ヤードに3,000 m³、選別ヤードの西側と中央谷の上流側に小型の雨水貯留池、併せて3箇所設けることとしております。

それから、その下の凡例、緑色の丸になります。これが、新しい揚水井戸で第一帯水層、上部側を狙った第一帯水層の揚水井戸。それから青の二重丸、これが第二帯水層を狙った新設の揚水井戸になります。それから、下流の方に二重丸で書いている、黄色い色とオレンジのものがございます。遮水壁沿いに3箇所、遮水壁のちょっと上に1箇所ございますが、これが既設の揚水井戸になります。それから現場の中央部、赤い線がございます。これは、中央沢沿いに暗渠を設置いたしまして、湧水を集水出来るような構造としたものです。

このような形で現場の上流側から順次洗い出し、揚水井戸で揚水をいたしまして、現場の地下水をきれいにしていきます。

本文の2ページの方に戻っていただきます。

先ほどの続きになります。地下水は現場28箇所の揚水井戸と中央の谷筋に設置した暗渠の排水管により集水し、浸出水処理施設で浄化しておりますが、今後の水質のデータの推移を見ながら必要に応じて注水可能な井戸を追加設置するなどにより更に地下水涵養を促進し、平成34年度までに浄化を完了いたします。

なお、浄化方法につきましては、新設揚水井戸の稼働開始から2か年の水質データに基づき、平成28年度に専門家による浄化効果の中間評価を行い、必要に応じて浄化方法を見直すこととしております。

また、評価結果等につきましては、協議会に報告することとしております。それから3番目といたしまして、現場地下水の水質の概要を説明いたします。

平成25年12月に汚染源となる廃棄物の撤去を完了してから1年が経過して

おります。この間、第一帯水層の上流側2箇所、ア-8とア-47-1で、先ほどの4ページの図にポイントの方に名前を付けております。ア-8というのが現場の西側、遮水壁沿いの黄色いポイントになります。

ア-47-1の方です。ア-47-1は北側の壁です。緑色のポイントになります。丁度、小型雨水貯留池からの矢印が出ているところ、遮水壁上にア-47-1というのが入っております。

第二帯水層の井戸になります。こちらの方につきましては、先ほどの県境沿いのア-44-2、それからア-47-1と同じ場所の深い方、ア-47-2、こちらの方で1,4-ジオキサン濃度が低下しております。その他に下流側の揚水井戸1箇所、ア-38と書いているところ、この真ん中の部分でございますけど、こちらの方でも1,4-ジオキサン濃度が低下しております。

今後、現場地下水浄化計画に基づき、対策を進めていくに従いまして、濃度が低下していくものと考えております。

以上で説明を終わらせていただきます。

末永会長： 事務局、どうもありがとうございました。

それでは、皆様方からご意見をいただくんですが、その前に鈴木委員、それから眞家委員から専門的なお立場から、特に現場内に留まっている1,4-ジオキサンなどの物質について、現時点でどういうふうに評価したら良いか、あるいは今後の見込み、更に周辺環境への影響等々、これに関しまして所見をお聞きしてから、更に皆様方からご質問をいただきたいと思っております。鈴木委員、お願いします。

鈴木委員： 鈴木と申します。

現場の1,4-ジオキサンの所見については、まだデータが不足していると思うので、その辺はちょっとコメント出来ないんですけども、今回の1,4-ジオキサンの揚水、浄化効果ですね、これを進めるに当たって1つポイントがあるというのが、今回は水による洗い流しですよ。ジオキサンを水で洗い流すことによってきれいにするというのが1つの目的です。これは、1,4-ジオキサンが水に溶けやすい性質というものを有効に使った浄化方法なんですけども。懸念されるポイントは、要は気象条件に左右されやすいというのが1つのポイントなんです。雨の降る時もあれば、雨の降らない時もあるということで、浄化に必要な水というのが非常に偏りがあるというのが懸念されるわけです。そこをまず平準化しなきゃいけない。常に浄化に必要な水を供給するということが大事になってきます。

そこで、私が当時提言したのは、いかに水を現場で集めるかということですね。今回出てきたのが、その貯留池ですが、これを設置するというので、これは現場の浄化を進める上でも、確実に進めなければいけないので、そういう意味で

も合理的な施設だと、私は考えています。

以上です。

末永会長： ありがとうございます。

先ほどの1、2に係るところですね。そこに関しましては、県の方で今進めている方法、それが非常に合理的であると、理にかなっているという、そういうコメントをいただきました。

では眞家委員、同じようにコメントをいただけませんか。

眞家委員： そうですね。第一帯水層と第二帯水層から洗い出すということで、水を十分に供給することに気をつかわれて貯留池を造られてよろしいんじゃないかと思えます。

あとは、モニタリングの井戸から適宜濃度をモニタリングして、期限以内に終わるように随時調整しながら、もし評価が遅いようでしたら、少し改良を加えながらやられていけばいいんじゃないかと思えます。

末永会長： ありがとうございます。

今、お二人から専門的な見地から、更にコメントをいただきました。

それでは、県の方の報告ですね、これに関しまして委員の皆様方からご質問なり、ご意見なりがありましたらお尋ねしたいと思えますが、いかがでしょうか。特によろしいですか。

今、お二人、特に鈴木委員の方からもありました、この1,4-ジオキサンの性質、それを利用するといったらあれですが、それを十分に承知した上で要するに水で洗い流すということが重要だと。そのためには、全然水が流れない状態では困るので、要するに水を溜めておいて常時きちんとした形で流していく。そのことが浄化方法としては最善であるし、より合理的だということで補足いただきましたので、そういうことで、今後、これをきちんと県の方としてもやっていただきまして、地下水の浄化が効率よく進んでいく、そのことを期待したいと思っています。

そういうことで、委員の皆様方もご了承いただけますでしょうか。よろしいですか。

では、特段なければ案件の2の方に入らせていただきます。

案件の2は、平成26年度事業実施状況について、これに関しまして事務局の方からご説明をいただきたいと思えます。よろしく願いいたします。

事務局： 工事を担当しております工藤と申します。よろしく願いいたします。

資料 2-1 をお願いいたします。

前回の協議会で平成 26 年度の場合内整備工事の 10 月時点の実施状況についてご報告させていただいたところなのですが、今回は、3 月時点ということで、平成 26 年度末時点の実施状況についてご報告させていただきます。

資料 2-1 の上の表に 26 年度の実施状況を載せております。今年度は、現場の方が例年より 1 か月も早く本格的な積雪期を迎えておりまして、12 月からは、もう殆ど雪との戦いということになって、除排雪しながら効率の悪い工事を進めておりました。その結果ですが、当初の予定よりも工事の方が遅れまして、一部工事が来年度に持越しになったという状況でございます。

まず、表の中で今年度やる予定だった工事が大きく分けて 3 つということで、場内整備工、地下水浄化対策工、仮施設解体撤去工と、この 3 つなのですが、まず場内整備工につきましては、場内跡地整形、それから土工、法面緑化工、管理用道路工については完了しております。

ただ、地下水涵養工の中の浸透柵 33 箇所については完了したところなのですが、選別ヤードに設ける予定の雨水貯留池、大きい貯留池なのですが、これにつきましては土工まで完了ということで、来年度に池の法面の遮水工と池の底に計画しております浸透柵ですね、それから排水工の一部、中央沢の設置、これが残った形になりました。

その他に、選別ヤードより低いところに 2 箇所、小型雨水貯留池を計画しているのですが、これについては来年度施工という形になりました。

次に地下水浄化対策工なのですが、揚水井戸を 24 箇所設置する予定でございましたが、結果的には、ポンプ設置まで完了し、完全に終わったものが 2 箇所、それから掘削まで完了するのが 24 箇所のうち 16 箇所の見込みとなっております、来年度に井戸掘削 8 箇所、それからポンプ設置 22 箇所が残った状況でございます。

一番下の仮施設解体撤去工につきましては、選別施設、それから硫化水素処理施設、洗車設備、この 3 施設につきましては、全て解体が終わっております。

以上の今年度完了出来なかった工事につきましては、4 月早々に発注する予定で作業を進めておりまして、平成 27 年度中に全て完了する予定となっております。

以上が平成 26 年度の場合内整備工事の実施状況でございますが、下の表に参考として、来年度以降から事業最終年度の平成 34 年度までの年度別の工事内容を載せております。詳細につきましては、前回の協議会でもご説明させていただいたところなのですが、まず平成 27 年度につきましては、ただ今ご説明いたしましたとおり、平成 26 年度に出来なかった、完了出来なかった工事を実施する予定としております。

なお、平成 27 年度の工事内容のところに注水井戸設置という項目がございますが、来年度、揚水の状況等を見ながら状況によっては検討したいと考えております。

平成 29 年度につきましては、備考の方に書いておりますが、平成 28 年度に浄化対策の中間評価を行いまして、その結果を見て必要に応じて揚水井戸や注水井戸等の追加対策工を実施する予定としております。

年度が飛びますが、平成 33 年度、地下水の水質が環境基準に適合した後に 1 年間モニタリング調査を継続しまして、環境基準に適合しなくなるおそれが無くなったのを確認して平成 34 年度に事業を完了するという計画にしております。

平成 33 年度は、平成 34 年度に全ての施設を撤去する前段としまして、防災調整池の撤去、それから流末や場外西沢水路等を整備しておきまして、事業最終年度である平成 34 年度に浸出水処理施設をはじめ、全ての施設を撤去して完了という計画にしております。

次のページをお願いします。

こちらは、平成 26 年度の工事実施状況ということで、平面図に図示しております。図の中に赤い文字で書かれたものが平成 27 年度に施工する主なものでございます。先ほどもご説明いたしましたが、地下水涵養工のうちの雨水貯留池、選別ヤードの大きい貯留池につきましては、法面の遮水工とそこに設ける浸透柵ですね、これを施工いたします。あと一段下がったところに 2 箇所、小型雨水貯留池を設けることとしております。

図面の下の方に浸透柵の構造図と写真を載せております。今まで言葉では何度も出てきておりましたが、浸透柵をイメージしづらいと思われましたので、分かりやすいような図と写真を載せております。写真の左側が浸透柵を掘削し終わった状況です。これは上幅が 4.9m、下幅が 3.1m、深さ 3 m となっております。この中に粒の揃った碎石を入れまして、雨が降ったり、水を引いてくれば、石の間に水が溜まると。なるべく間隙が大きくなるように粒径の揃った石を使っております。大体、体積の 4 割程度の水を溜めることが出来ます。

次に右の上の図でございます。雨水貯留池の断面図がございまして、平面的には長方形で底幅が 48m×58m と、結構大きいプールとなっております。計画水深が 1 m、それに余裕高を 30 cm 加えまして 1.3m の深さとなっております。この断面で 3,000 m³ の水を溜めることが出来ます。更に底に何箇所か 3 m 程度の浸透柵を設けまして、ここにも水を溜め、更に地下に浸透していくという構造にしております。

現在はまだ、浸透柵自体は施工しておりませんが、平成 27 年度に施工する予定としております。

以上で平成 26 年度の場外整備工事の実施状況をご報告させていただきました。

末永会長： では、続けてどうぞ。よろしく申し上げます。

事務局： 環境再生計画担当の西川です。

続きまして、平成 26 年度の事業実施状況のうち 2 番、3 番の森林整備と情報発信についてご説明いたします。

それでは資料 2-2、森林整備の実施状況についてです。表をご覧ください。

森林整備エリアにつきましては、企業の森づくりの参加型、同じく企業の森づくりの支援型、県民植樹祭などにより植樹を行っているところです。

緑色の点線で囲まれているところが平成 26 年度の実績になります。平成 26 年度の春につきましては、企業の森づくりの参加型が 5,000 m²、これは青森銀行様とみちのく銀行様がそれぞれ 2,500 m²ずつ植樹したものです。

次に県が実施した県民植樹祭が 4,000 m²、その他、八戸森林組合の自主整備分が 300 m²ありまして、平成 26 年度の春はトータルで 9,300 m²でした。

次に、その隣りになりますが、平成 26 年度の秋につきましては、企業の森づくりの支援型が 12,000 m²、これは原状回復事業に携わった事業者 24 社、主に処分とか運搬、それから工事を現場内で行った事業者になりますが、そこが設立しました環境再生の森づくり実行委員会様が植樹したものです。

以上、平成 26 年度の春と秋を合わせますと、平成 26 年度の実績は合計で 21,300 m²、全体で森林整備するエリアは 53,900 m²ありますので、そのうち約 4 割が平成 26 年度に完了したということになります。

続きまして、その隣りのオレンジ色の点線に囲まれたところになりますが、こちらが来年度、平成 27 年度の計画となっております。

企業の森の参加型につきましては、今年度に引き続き青森銀行様とみちのく銀行様がそれぞれ 2,500 m²ずつ。それから、平成 27 年度から新規に森づくりに参加することになりました DCM ホーマック様が 5,000 m²、トータルで 10,000 m²となっております。

企業の森づくりの支援型の方になりますが、今年度に引き続きまして環境再生の森づくり実行委員会様が 18,000 m²ということになっております。

そして、県が実施する県民植樹祭が 4,000 m²、その他八戸森林組合による自主整備分が 600 m²ございまして、平成 27 年度はトータル 32,600 m²となります。

ちなみに平成 27 年度で全て植樹が終了するということになっておりまして、平成 28 年度以降、3 年程度は下刈り等の管理を行っていくという予定になっております。

下の図は、それぞれの実施主体が整備するエリアを図示したものです。表と同様に緑色の点線で囲まれた部分が平成 26 年度に森林整備したエリア、オレンジ

色の点線で囲まれた部分が平成27年度に森林整備するエリアとなっております。

続きまして2ページ目になりますが、1段目、左から春に客土を行った様子、それから右から2番目にかけて春の整地、植樹の様子、続きまして、秋の整地、植樹の様子。3段目の右側は、自然配植による植栽の様子ということです。4番目は県民植樹祭と企業の森づくりの参加型の様子となっております。

資料2-2につきましては、以上です。

続きまして資料2-3になります。情報発信の状況についてでございます。

まず、1番目の現在の状況ですが、浸出水処理施設において、事案パネルや協議会資料等を展示しております。

次にウェブアーカイブにつきましては、原状回復事業の記録等について、平成26年7月にウェブで公開しています。

続きまして2番目の今後の取組についてですが、平成27年4月以降、田子町立図書館にパンフレットや記録映像DVD等を配置してもらうということにしております。

以上でございます。

末永会長： ありがとうございます。

ただ今、案件2でございますが、平成26年度の事業実施状況ということで3点に渡ってご報告をいただきました。場内の整備工事の状況、これに関しましては、要するに昨年12月、工事が出来るだろうと思った時に、あまりにも早く雪が降ったと、その結果としてやや遅れて来年度に延ばした部分があるということでございます。

参考までに、更に平成34年度までの工事の内容に関しましても参考までにお話いただきました。

2番目としましては、森林整備状況、これは来年度で終わる予定ですが、これは冒頭で林部長のご挨拶にもありましたが、今年度、春と秋にやりまして4割方植樹は終わっていると。あとの6割方は来年度、平成27年度に行うということでありました。

情報発信の方も現在、パネル、あるいはウェブ等を公開してやっていますが、平成27年4月から田子町立図書館の方でもそういう資料を展示していただけるという方向で進んでいるということでお話いただいたところでございます。

ただ今のご説明に関しましては、何かご質問等がございましたらお願いいたします。

宇藤委員。

宇藤委員： 資料2の森林整備についての質問です。

先ほど、平成 27 年度に殆ど植樹が終わって、その後、下刈り管理は 3 年間ぐらい見ているというご説明でしたが、その下刈り管理はどこでされるのか教えてください。

末永会長： 西川主幹、お願いします。

事務局： 県では、この現場全体を八戸市森林組合に貸しておりまして、全体の森林整備の管理、下刈り等を含めまして八戸市森林組合が行うということになっております。

末永会長： というのですが、どうですか、宇藤委員。

宇藤委員： 地元の森林組合とか、そういう部分でのお考えはない？

事務局： この森林整備につきましては、この現場で自然配植技術という技法を使って植樹したいと提案があったのが八戸市森林組合になっておりまして、八戸市森林組合の方からこの現場を借りて、自ら自然配植技術を使った植樹によって現場を再生したいということで土地を貸してほしいということでしたので、県は八戸市森林組合と土地の使用貸借契約を結びまして管理をお願いしているという状況になっております。

従いまして、地元というのは、恐らく三八地方森林組合さんのことだと思うんですが、三八地方森林組合さんにつきましては、植樹祭等でご協力をお願いしているという状況になっております。

末永会長： そういうことだそうですね、今までの経緯からして。

宇藤委員： あと、植樹祭に参加したんですけども、ただ植えてということだけじゃなくて、昨年度植えて、自分達が植えた場所がどういうふうになっているかというのも気になっている部分ですし、来年度植えたところもただ森林組合にお任せするのではなくて、自分達が行って見る方法とか、そういうことは全然お考えじゃありませんか。例えば、地元の人達が行って見てみるとか、そういう部分はいかがなものですか。何か企画とかありませんか。もう、その森林組合に皆任せてしまうというお考えですか。

末永会長： あれじゃないですか、宇藤委員。今、八戸市森林組合が 1 つの技術を持っていて、そういう中でこれからも管理していきますよということですので、そうする

と、例えば、田子町の方々とか、あるいは周辺の方々、どういうふうになるかな？という時に、例えば、今日、山本町長もいらっしゃっていますが、じゃあ、どのぐらいまで回復しているのかな？あるいは繁殖状況はどうなのかな？ということ、勿論、県の方に伺ってもいいでしょうが、田子町さんの方々、有志とか、あるいはいろんな形においてツアーを組んでいくとか、そういうことは幾らでも出来ると思うんですよ。それを宇藤委員が率先してやってもいいんじゃないですか。それを県は妨害しないでしょう。

宇藤委員： 実は、地下水の方の計画は一応ここに書いているんですが、植樹の方の計画は漠とした感じがするのでその辺、明記していただきたいなと思います。

末永会長： 漠としているというのは、どの辺ですか。

宇藤委員： 3年間ぐらいは下刈りをするとか。

ただ、この間、植樹をした時に、自然配植という植え方はいろいろその時によって変わってくるという先生のご説明もありましたので、やはり森林組合に任せられておいて、それで良いという考えは、私は疑問に思いましたので、そういう意見を述べさせていただきました。

末永会長： 分かりました。じゃ、県の方で森林組合には、宇藤委員のようなご心配があれば、八戸森林組合がどう考えているか聞いて、それは決して間違った方ではないと思いますけども、その辺をきちと聞いてご説明いただければと思いますが。何か分かることがあったら。佐々木総括主幹。

事務局： 今、会長がおっしゃったとおりだと思います。

現場の方ですが、まず地下水の浄化作業が続いておりますので、ご自由に皆さんが入れるという状況にはまだなっておりません。ですから、その植えた後の成長の状況などは、随時県庁のホームページ、ウェブアーカイブの方で写真と共に当然ご報告はしていきますのでそれで見てください。あと、必要に応じては、八戸市森林組合さんとの調整になりますが、現場の方を見ていただくということもあり得るかなと思いますが、基本的に地下水の浄化が終わるまで自由に入るということはまだ出来ないという状況にあります。

末永会長： そういうことだそうです。

宇藤委員： はい。

末永会長： よろしいですか。

宇藤委員： あと、植樹に関しても、なるべく多くの人達を参加させるように努力したいと思いますので、なるべく前もって、それと田子にもテレビもありますので、そういうところに来て、県の人達も宣伝をしてもらえればと思っておりましたので、よろしく願いいたします。

末永会長： まったくその通りで、今年も 4,000 m²ですか、県民植樹祭ということで、特に田子の町民の方々に参加していただくのは非常に良いと思いますので、その辺はご心配のないように情報はなるべく早めに発信して、そういう時に来れるような体制を是非、県の方でつくってやってください。どうぞ。

事務局： 勿論、県民植樹祭もそうですが、来年度から新たに加わっていただきますDCMホームマック様につきましても、実は地元の方の植樹のご協力を仰ぎたいということで、今、町役場さんの方といろいろと調整させていただいております。今後も地元の方のご協力を得て、自然再生が順調に進んでいくようにしたいと思っております。よろしく願いいたします。

末永会長： 宇藤委員、私から言うのも恐縮ですが、是非両方に大いに参加していただくということでよろしく願いいたします。情報発信してください。よろしく願いします。その他、ご自由にご質問等。

もしなければ、後にまたということで振り返っても構いませんので、次に進ませていただきます。

それでは、案件3ですが、浸出水処理施設の処理フローの一部変更（案）ですね。変更についてということで事務局からご説明いただきます。よろしく願いいたします。

事務局： それでは資料3に基づきまして、浸出水処理施設の処理フローの一部変更について説明いたします。

現場の水処理につきましては、一旦現場の浸出水処理施設のVOCの処理ということで、曝気をしてVOCを飛ばして、飛ばしたものは活性炭で吸着するという処理をした後に外にあります貯留池、No.1、No.2合わせて1万数千m³ございますが、こちらの方に一時貯留をいたしまして、その後、浸出水処理施設の中で通常の処理、それから高度処理をして放流するという流れになっております。

この浸出水貯留池につきましては、廃棄物の撤去時に発生しておりました汚

泥状の廃棄物を含んだ浸出水をブローで曝気をしまして水質を均一にするという目的と、それから浸出水処理施設の処理能力を上回る浸出水が発生する場合がございますので、この処理能力以上の浸出水を一時的に貯留するという目的で設置したものです。

廃棄物が現場にあって撤去作業をした際につきましては、廃棄物の中に有孔管を設置いたしまして、廃棄物から出てくる浸出水を集めてこちらの水処理施設で処理しております。

また、その他に選別ヤードにつきましても、廃棄物を置いておりますので、廃棄物に触れた水が発生するということがございます。

廃棄物の撤去作業中につきましては、表面のシートをはいでいるという状態でございます。雨が降ればすぐ廃棄物の中に染み込んで集水管の中に入って水処理施設に入っていきます。従いまして、降雨の影響をもろに受けて水量が変動するということがございます。実際、平成 23 年の東日本大震災のあった年につきましては、降水量が多いということがございまして、池の方が満水になるという事態もございました。

一方、平成 25 年度で廃棄物が撤去完了しておりますので、廃棄物が無くなりますと当然、廃棄物中の浸出水というものが無くなります。また、選別ヤードも撤去いたしましたので、選別ヤード由来の浸出水もなくなるということで、降雨の影響を受けるということが殆ど無くなっております。

現場につきましては、基本的に土が表面でございますので、この土の中に染み込んで発生する地下水、これを今後集めて処理していくというのが、先ほど、当初に説明していた地下水浄化計画の中身でございますが、この地下水につきましては、廃棄物と違いまして隙間が少ないものですから、水の動きは格段に遅いということがございます。

また、現場は遮水壁で仕切っておりますし、地下水については主にポンプでくみ上げますので、ポンプのオン・オフで水量のコントロールが可能でございます。

従いまして、水量の面での貯留池の必要性は無くなってきたということ。それから、廃棄物が無いということで水質の面でも貯留池のメリット、これが無くなっているということがございます。

従いまして、貯留池を使用しない処理フローに変更したいということになります。貯留池を使用しないことによりまして、貯留地に直接雨が降って入る処理水の増というのが抑えられまして、より地下水を処理するための余力が出てくるということになります。

浸出水貯留池につきましては、昨年 11 月から 12 月、雪が降る前に汚泥の除去を行いまして、それから高圧洗浄による洗浄作業を行い、以降、貯留池に溜まる水については降水のみとなっております。この降水のみとなった水につつまし

では、沢にポンプで放流することとしております。

なお、No.2の貯留池、水処理の北側の方、図面でいうと上の方の貯留池につきましては、高圧洗浄まで終了しております。

No.1につきましては、汚泥の除去作業は終了しておりますが、高圧洗浄は全て終わっておりませんので、雪解け後に高圧洗浄を行いまして清掃を完了する予定としております。

また、今後の話になりますが、平年を上回る大雨が降るとか、それから一部、湧水として暗渠管で集めてくるということの由来もございますので、こちらの方から入ってくる水というのは、いつもほぼ固定で入ってきているということがございます。平年を上回るような大雨ということがあれば、一時的に処理能力を超える可能性がございますので、こういう場合につきましては、一時的に貯留池に貯留いたします。そのまま外に放流するという事は一切ございません。この場合の貯留水は沢に放流を行わないで水処理施設の中で処理をしてから放流いたします。

それから、浸出水貯留池は、空にした後に水質の分析をいたしまして、環境基準に適合することを確認して沢に放流することとしております。

下の方に変更前と変更後の地下水の水処理のフローを載せております。変更前は現場からオレンジのVOC処理に入って、それから左側のNo.1、No.2の貯留池にそれぞれ溜める。それから処理能力に応じまして、池から吸い上げて通常の凝集沈殿、生物処理といった通常の処理工程、それから水質に応じましてUVオゾン、活性炭処理といった高度処理を併用いたしまして放流しております。

変更後につきましては、オレンジ色の部分、中に黄色い矢印が入っていますが、VOC処理から直接処理工程、通常の処理工程に入っております。これから、高度処理放流ということになっておりまして、現在既にこのVOC処理から処理工程の方に真っ直ぐいくようなラインはできあがっておりまして、冬期はこの状態で動いております。

あとは、貯留池の方からの放水とNo.1の清掃作業を完了していきたいと思っております。

以上でございます。

末永会長： ありがとうございます。

ただ今、処理のフロー、流れですね、それを一部変更するという事で、下の方に図式化したものがありますが、こういうふうにするためには何故なのかということが1番目、2番目のポツであり、それから3、4番目に変更の内容が書かれております。

これに関しまして、委員の皆様方、ご意見、ご質問があればと思いますが。

鈴木委員、こういうことで十分か、ちょっと委員からご意見を。

鈴木委員： いろんな場合を想定しているんですけども、例えば、今まで廃棄物があった時は、もう集水管に集まった水が貯留池まで流下していくわけですよ。今の段階では、ポンプでくみ上げた水しか浸出水処理施設には殆どいかないわけですよ。それをちょっと確認させてください。

事務局： 基本的にはそのような状況でございます。

なお、先ほどの資料1の3ページなり4ページを見ていただきたいのですが、こちらの方、前ページを見ていただければいいんですけど、要は丸で示した揚水井戸、それから赤のラインで示した湧水の暗渠排水管というのがございまして、いずれも地下の水を集めています。こちらの中のポンプであげているのが井戸の部分。それから自然流下で落ちているのが赤い湧水暗渠管の排水管という形になります。湧水の暗渠排水管は、大体ベースラインとして一日 50 m³ずつ落ちてきているような状態でございます。

末永会長： いいですか。はい、どうぞ。

鈴木委員： それで、例えばいろんなトラブルを考えて、その時どうなるかということは今、私は考えているんですけども。例えば、浸出水処理施設が何かのトラブルで停止したと。その時には、現場の揚水ポンプというのは、どういう状態になるわけですか。くみ上げはそのまま続けていくんですか。

事務局： 基本的にはくみ上げを停めて地下水を上昇させるということがまずあります。それ以上に上がってきますと、やっぱり現場にいつまでも溜めておくわけにはいきませんので、片一方の貯留池に溜めて処理をするという形になります。片一方だけでも 3,000 m³ございますので、1か月近くは水を溜められるのかなと思っております。

鈴木委員： それぐらいストック機能があると。ですから、いろんなトラブルが想定出来るんですけど、そういうものにもちゃんと対応出来るような仕組みは整っているんですね。

事務局： はい、そういうことです。

末永会長： よろしいですか。

その他に、委員の皆さん。

今、鈴木委員からのご質問に対して、県の方でお答えいただいて、更に皆様方の理解が、私なんか少なくとも理解は進みましたのでいかがでしょうか。よろしいですか。

それでは、これは案ということで、このような形を変更することを委員の皆様方、ご賛同いただけますでしょうか。よろしいですか。では、案を取って、このような形で進めていただきたいと思います。なお、鈴木委員からご心配といたしますか、懸念事項もありましたので、その点は十分に今後よろしくお願ひしたいと思います。

はい、鈴木委員。

鈴木委員： 浸出水処理のシステムですね、こういうのはマニュアルというのは整っているんですか。いろんな事態を想定して。こういう時はこういう仕組みで対応するとか。

事務局： マニュアルは作っております。止め方に関しましては、細かいところは水処理施設の方と打ち合わせをしております。

鈴木委員： その辺もしっかり出来ていると。分かりました。

末永会長： リスクマネジメントもちゃんと出来ているということですので、是非、お願いします。よろしいですか。

それでは案件の4、選別ヤード跡地における地域振興に係る当面の方針（案）についてということでございます。これに関しまして、事務局の方からご説明いただきたいと思います。よろしくお願ひいたします。

事務局： それでは、資料4ですが、資料4に入ります前に、そもそもの環境再生計画の経緯等について若干補足させていただいた上で説明したいと思います。

環境再生計画の策定に当たりましては、事前に県民意識調査とか田子町の意見集約、県民ワークショップ、環境再生に係る提案の全国公募、町内での現場跡地利活用の意向調査などを実施するなど、幅広いアプローチで検討をしてきたところでございます。

庁内での跡地利活用希望はございませんでしたが、全国公募におきましては民間企業等からバイオマスエネルギーなど、再生可能エネルギー関連の事業化に係る提案等があったことを踏まえまして、県以外の事業主体の跡地利用によって地域振興を図るということを検討対象として環境再生計画の中に地域振興を計画の柱の1つとしたところでございます。

計画では、民間企業等による事業化に対する支援等につきまして庁内の部局横断的な検討を行った上で、公募提案者への事業化の働き掛け及び民間企業等への情報提供を行うということ。県以外の実施主体における跡地の活用促進を図るということを県の取組として位置付けております。

この計画に基づき県の取組として、平成 22 年度ですが事業化の働き掛けを行った結果、1 民間企業から自ら事業化を検討したいという前向きな意向が示されまして、それを受けて同社、町、県の三者で事業立地に向けた協議を重ねてきたところをごさいます、これについては地元の田子町でも大きな期待を寄せていたというところでしたが、平成 25 年 11 月に同社が事業立地を断念するということになったことを受けて、その後の対応をこれまで検討してきたところをごさいます。

それを受けまして資料 4 の 1 (1) ですが、平成 26 年 10 月に開催した協議会におきまして、これまでの取組経緯等を説明し、今後の考え方について各委員に意見照会をするということにして、その意見を踏まえて、今回の協議会で当面の方針案をお示しするというにいたしましたところをごさいます。

お陰さまをもちまして、委員の皆様方から貴重なご意見をいただきました。概要につきましては (2) ですが、1 つ目としては、11 委員中 8 委員が岩手県と連携をすべきというご意見がございました。

2 つ目として、7 委員から地元の主体的な関わりが必要というご意見もございました。

3 つ目として、具体的な活用例として「年に一度の催し物、ミニコンサート」、「三セクによる漆センターの建設」、「経済林としての活用」、「自然公園のような空間」、「林業の活性化策」、「桜を植林」、「風力発電設備の建設」などの具体的なご意見もございました。

その他として、進め方のことですが、「長期計画の立案」であるとか「時間をかけてじっくり進めるべき」、「立地状況の費用対効果など様々な角度から考察されなければならない」などのご意見がございました。

この中の 2 つ目に申しあげました地元の主体的な関わりのご意見があったことにつきましてコメントをさせていただきますが、そもそも、先ほど申しあげましたとおり、環境再生計画の策定に当たりまして、田子町では平成 20 年度に住民の意見集約をしております。その内容としましては、環境再生計画の柱のうちの 2 つ、自然再生と情報発信ということで集約をされております。地域振興につきましては、幅広いアプローチによる検討を踏まえまして、県の取組として、民間企業等による事業化を促進するというところで計画を策定しているところをごさいます、その後の取組の結果については、残念な結果になりましたのは先程の説明のとおりでございます。

その民間企業等の事業誘致に向けた協議の過程で利用予定の範囲、選別ヤードの区域ですけれども、それを除いた区域には田子町から提供をうけた苗木を植樹することとして森林整備計画を策定しましたが、その結果、利活用可能なエリアは全国公募の時点では現場全体の11ha ございましたけれども、現在は8,800㎡となったという変化がございます。

また、岩手県におきましても、現場跡地の環境再生のあり方の検討を開始しておりまして、その中でワーキンググループ員の方から、本県と一体として考える必要がある、とのご意見が出ているなど、当初からは状況に変化が生じてきているということがございます。

また、その土地の状況ですけれども、本県の現場は県有地であるのに対して、岩手県の現場は差し押さえをして公売するというふうな違いがございますし、両県の地下水の浄化の終了時期、岩手県は平成29年度に対して、青森県は平成34年度という違い等がございます。

従いまして、一体として利活用可能となる土地の面積、あるいは活用開始出来る時期については、現段階ではなかなか明らかにすることは出来ないという状況になります。このような状況で改めて田子町に意見集約を求めることは難しいと考えておりまして、県としましては、当面は岩手県の検討状況を見据えつつ、町と密接に意見交換を重ねていって、いろんなアイデアとかを検討していく必要があるだろうというふうに考えております。

以上を含めまして、2ページ目ですけれども、当面の方針案としましては、1つとしては、跡地の利活用については岩手県における現場跡地の環境再生のあり方等を検討するワーキンググループの検討状況等を注視して、その結果、県の跡地と一体的な利活用が可能である場合は、岩手県と連携しながら共同検討していくということ。

1つとして、岩手県との一体的な利活用が出来ないという場合は、本県側の地下水浄化終了前の適時に、改めて協議会の意見を聴きながら、本県側跡地の活用促進に向けて、民間企業、団体等への情報提供、事業化の働き掛けを行っていく。

1つとして、それまで何もしないわけではなくて、現段階で利活用可能な土地の情報につきましては、ウェブアーカイブで情報発信をして、随時、問い合わせがあれば対応していく。

1つとしては、岩手県の検討状況を見据えつつ、先ほど申し上げたとおり、県と町とで随時意見交換をしていくということにさせていただきたいと考えております。

参考として、3ページ目には環境再生計画の抜粋と岩手県のスケジュール、次のページには、岩手県の協議会の資料でワーキングの意見、この中の2番の(2)のイの一番下で、青森県と一体として考える必要があるとのグループ員の意見が

あったというふうに聞いております。

最後のA3横の2枚につきましては、皆様からいただいた意見を項目ごとに分類して整理した表でございます。

資料4については以上でございます。

末永会長： ありがとうございます。

今回の流れ、自然再生、それから情報発信とともに、地域振興という視点からも環境再生していこうということであったわけです。そういう中で、前回も田子の山本委員等々から、この地域振興の部分はどうなっているのか？という様々なご意見がありまして、それらを受けまして、各委員の皆様方、私も含めて11名であります。それぞれ地域振興に係るアイデアを出してほしいということで、皆さん方からご意見をいただいたところです。

それらが1ページ目の(2)のところにまとめてられておりますし、あるいは別紙として後ろの方にA3の2枚があると。

そういう中で、先ほど、西谷対策監からありましたとおり、岩手県との連携を重視すべきと。岩手県の方もある程度進んでいるということで、後ほど、藤原委員の代理で欠端様においでいただいておりますので、お話も伺おうかなと思っておりますが、そういう意見。あるいは、地元の人達の関わりが必要だろうから、しかし、田子町としては、やはり県との関係で重視していきたいという方向も出ていると。

それから、更には具体的な活用方法までも委員の皆さん方からはいろいろ提案された方もいる。

そういう中で、しかし、ある程度時間を掛けてじっくりと長期的な計画、それから更には立地状況やあるいは費用対効果等々、そういうものを考えてじっくりと取り組んでいただきたい。じっくりといっても、どのくらいかということは大変微妙なところでありますが、そういうことで集約されてきたということで、それらを踏まえて2番目にありますように、当面の方針案ということで、そこには点が4点ほどではございますが、提案されたわけでございます。

これに関しまして、これからいろいろご意見をいただきますが、今も申しましたが、欠端代理、何か二戸市して何かありましたら、岩手県の協議会も紹介されましたが、何かちょっと補足的なことでもあればご報告いただけたらありがたいんですが。

欠端代理： 今日、藤原市長が欠席ですので、私、欠端ですけども、よろしく願います。

参考資料でワーキンググループということで、地元の方々からいろいろな意

見を聴くというふうな場所、実際は、まずここで何をどうするんだということを決めるのではなくて、意見を出してもらいながら、そのワーキンググループの意見を協議会の方に伝えながら、そして両方向で結合しながら考えていくということで、まず、1月31日にやったわけです。平成27年度中を目途にして、いろいろな方向で話をしていくということでございます。

実際は、二戸市といっても中心から結構距離がありますので、そういう感じの意見もありますので、これからの話の進め方によっては、どういうふうな方向性が出るのか注視していくということになるとは思いますけれども。先ほどの資料の2ページの当面の方針ということではありますが、岩手県との一体的な議論関係だとか、岩手県の検討状況を見据えつつ、県とか市町村で意見交換していくということですので、これはこれでその通りだと思っています。

末永会長： ありがとうございます。

ただ今、欠端代理の方から岩手県の状況、それから更にこういうところにも出て来ていただいていますので、そういうところの意見を持ち帰って、また岩手県の方でもワーキング等でいろいろと質疑をしていただければと思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。

さて、それでは委員の皆様方、いかがでしょうか。ご意見をいただきたいと思っています。

どうぞ、山本委員。

榎本委員： 1ページ(2)のところに委員の意見で11人中8人が岩手県と連携という意見があるんですが、これをベースにして考えていった時に、この当面の方針、県でも今、ご説明があったんですが、この方針を出すに当たって、岩手県の方との協議をしたか、何時ごろ、どういう話になったかというのを教えていただきたいと思っています。県としてですよ。県同士の話で。

末永会長： 県の方として、岩手県と何らかの連絡をとってれば、その辺、ご紹介いただけますか。

事務局： こちら、1月31日に岩手県の方でワーキングを開催されたということで、早速、岩手県の方から情報をいただいております。

今回、本県の協議会の資料として付けさせていただきますが、随時、ワーキングの検討状況については情報をいただいて、本県でもこれに基づきまして、どういったことがやっていけるかというのは随時検討していきたいと思っています。とりあえずは、まず、平成27年度中は岩手県の検討状況次第というところがあ

るかとは思っております。

末永会長： 榎本委員。

榎本委員： 非常に消極的だと思います。ワーキングはワーキングですが、県としての考え方をですね、一緒にやっというところを協議しましたか？ということをお尋ねしたものです。そこをちゃんとしていないと、今までと同じなんですよ、スタンスが。そっちはそっち、こっちはこっちになりますから。岩手県と青森県でどういう方向性にしますかという協議をしたか、そこです。

末永会長： それ、どうぞ、もしあれば。県の方としてはどういう方向か。

事務局： 県庁同士の打ち合わせということですが、まだ具体的に踏み込んだ検討というのはまだしていません。まず、岩手県さんのワーキングでどういった意見が出てくるか。この方針の中の1番上に掲げておりますが、その中で本県と一体的な利活用の可能性が出てくれば、これは当然、両県庁、あるいは地元も入って検討していく必要があると思っております。そういった意味での1つ目の方針案ということにしております。

末永会長： どうぞ。

榎本委員： 全く、私はしていないという評価ですね、県同士は。

まず1番の問題、目標年度がずれていますよね。5年間。これに対して県同士はどういうふうにするかという考え方をちゃんとしてほしいんですよね。ずれたままでいいと。そういうことが出てくると、ケツが全然合わないわけです、この辺の調整をどうしますかという話と、ワーキングをやっている中で県に対するいろいろな意見が出るんですけども、その対応の仕方なんです。ですから、基本的に一緒にやってほしいというのは、青森県と岩手県同士の中でいろいろな調整をした上でこの方針が出るんだっというんですけども。県同士でしないでこれが出てきたところが、何もしていないという評価なんです。そういう話をしてほしい。

末永会長： はい、どうぞ、部長。

事務局： 若干、事情をご説明したいと思います。

岩手県と本県での一番の違いと申しますのは、現場の土地の問題でございま

す。ご存じのように本県は県有地としてその土地の利活用をどうするかという部分の問題。そして、岩手県の現場の跡地と申しますのは、若干、先ほどご説明しましたけども、岩手県側は現場の土地を差し押さえして、その土地を代執行の費用に充てるために公売すると。そこがまず、スタート地点としてございます。

従いまして、なかなかこれまで長い時間の中で、本県と岩手県で同じスタンスでいけないというのは、岩手県は要するに県として当該土地を公売して売って、いってみれば費用に充てるという、そこが発車点になると。従って、いきなり利活用をどうしてやっていきますか？ということの議論というのは、岩手県と本県というのは、なかなか同じまな板に乗るといふわけにはいかない。この状況というのは、今も変わってはおりません。

岩手県の状況として変わってきているのは、そういった状況は変わらない中でも、跡地の利活用という部分、今のワーキングという組織を作りまして、その中で検討していこうという、ある意味、岩手県の中での下地が出てきたものと感じております。

従って、そういった岩手県の中での状況を受けた形でないと、本県としてなかなか次のステップには進めないというのが、今の状況でございます。

そういった意味で先ほど、この資料の2ページ目にお示ししているように、岩手県の状況を見ながら、そういった環境というものが整った段階では、お互い協力していく。今の段階で協力しましょうという形で県庁同士でやったとしても、なかなかその同じまな板に乗る段階にはまだ至っていないという状況。その点はお理解をいただければと考えております。

末永会長： 榎本委員、どうぞ。

榎本委員： 最大のポイントはそこだと思いますので、こういう場でなくてもいいんですけど、そこをどういうふうに関開するかというのは、県庁の中でお互いに議論していかないと。向こうのグループも同じところが引っかかるのですから。活用したいという人達にとっては、とてもハードルが高い話なものですから。この辺のところ、内々にでも詰めて、例えば、青森県も合わせて少し延ばすとか、そういう調整をする方向でいかないと風が強すぎると思いますので。部長がおっしゃっていることはよく分かりますが、そこところが利活用の大きな壁だなど思っています。この辺をどう少し崩せるかというのが大きい課題だと思っておりますので、是非頑張ってほしいと思います。

末永会長： 大変貴重な意見、はい、どうぞ、課長。

事務局：先ほど部長が申し上げましたように、具体的に協議する段階ではないと考えているところですが、岩手県庁とは、方向性については情報提供し、ご理解はいただいていると思っております。

末永会長：ありがとうございます。

要するに何とか跡地を上手い具合に利活用出来ればいいという方向性はあると。しかし、土地の所有の問題等々で、今、榎本委員も言われておりましたが、いろんな障害があると。そういうのは、ここにありますように、その結果、本県の跡地と一体的な利活用が可能である場合とありますが、これを多分、榎本委員としては可能である方向に少しでも動かすような、そういうものも必要だということをおっしゃりたいと、私は理解させていただきましたが、それらの方向で、勿論、無理強いしてということではありませんが、その辺はそういう状況を醸成出来るようなことであれば、また、青森県の方としても、1つお願いしたいということですね。

先ほど、西谷対策監の方からありましたけど、青森県だけで考えても非常に狭いエリアになってしまっている。そうすると、やはり利活用の方法というのも極めて限られる、限定されるということもあると思いますので、その辺、例えば、岩手県と一体的になれば、また利用の方法というのは、少しは可能性が広がってくるということも考えられますので、その辺、よろしくお願いしたいと思います。情報を上手い具合に、あるいは今日、欠端代理もいらっしやっていますが、是非、その辺も、こちらの方も踏まえて、岩手県のワーキンググループ、あるいは協議会等の議論に是非参考にさせていただければと思いますので、欠端代理もよろしくお願いします。

その他、どうぞ、委員の皆さんから、ご意見、ご質問等。

いかがですか。山本委員、いかがですか。

山本委員：これまで、東急さんが撤退を決めるまでは、青森県は青森県のエリアで完結しようというふうな意識があって取り組まれてこられたと思っています。それが駄目になってしまったということになりますと、一番早くそこに手を付けられるのは、現状では青森県側の浄化がその部分、上側の部分が終わった時点、そして岩手県側の隣接しているエリアの部分が終わった時点のどちらか、遅い方になるんだろうというふうに思っております。青森県だけで完結するのであれば、青森県側の浄化が終わった時点になりますし、全体的な考え方になりますと、岩手県が終わった時点というふうにやるんだろうと思います。

我々は今、青森県で完結しようというところが頓挫した後、次の時点を考える時には、やはりこのエリア全体として捉えた時に青森県側の一部のこの平場も一

緒に考える方向でというふうなことをお願いしております。

岩手県の方の委員会に行った時も、青森県でお願いしたとおり、売却して終わりではなくて、長い時間ここに、岩手県側に関与していただいて、そしてしっかりとその環境再生がなっているということを確認しつつ、地域の方がそれも確認しながら、共に歩いていける方法を模索していただきたいというふうなお願いをしております。

従って、岩手県側の方も条件は全く違うというものの、じゃ、具体的に売った時にどれぐらいで売れるでしょうねと。これは会議の中ではありませんが。その時に、どんな方が買うという可能性があるんでしょうねと。そういうふうな話になりますと、途端に、それは前提としてはそこがあるから、そこまではまだ踏み込めないという話をされますけども、我々としましては、将来的にこの地域が一体として管理されるように、そして、この環境再生というのがしっかりなっているということが、青森県も岩手県も同じことだと思っておりますので、そのように、常にお願いをしております、これからもお願いをしていこうと思っております。

先ほども申し上げましたが、青森県側が県側の土地として完結するというふうなことであれば、今の考え方で青森県は進んで結構だと思います。しかしながら、これが無理だからと言った場合は、是非、岩手県側と一緒に一体化した部分の、見れば青森県側の平場はたいしたことはございません。岩手県側平場の方が大きいわけで、これらの全体的な俯瞰した見方の中で現場を捉えると、もう少し歩み寄りやすいのではないかとこのように考えている次第でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

末永会長： 山本委員、ありがとうございました。

今、町長がおっしゃったとおり、多分、県の方でも異論はないと思います。とにかく一体的といいますか、そういうふうな土俵に、同じような基本的なコンセプトといいますか、考え方を持てば、多分、利活用の方もハード、ソフトも含めていろいろ進むということだと思いますので、先ほどの繰り返しになりますが、岩手県の方のワーキング、あるいは協議会の方の動き等々も注視しながら、かつまたこちら側から何らかの形で働き掛けるということも、あるいは必要かなと思っておりますので、その辺、繰り返しですがよろしくお願いいたします。

その他、どうぞ、委員の皆様方。宇藤委員、あるいは大西委員、佐々木委員、澤口委員、あるいは野呂委員は今日初めてですが、何かご意見があれば。

野呂委員： 初めて参加いたしましたので、状況を整理しながら聴いておりましたが、いずれにせよ、地域振興、両県で制約があるという状況があるので、とにかく使える

という段階に至るまで現状が安定して、状況がはっきり分からないと、どうしようも進みようがないということがございます。

あと、目的をどうするのかと。その2点がしっかりしないと先に進みようがないわけなので、先ほど、皆様もおっしゃられているとおり、山本委員さんもおっしゃられたとおり、岩手県さんとちゃんと状況を整理して、綿密なコミュニケーションをとって、その上で次のステップに着実に進んでいけるように考えていくのが、まず大事なところなのではないかなと思います。

以上です。

末永会長： ありがとうございます。

その他、ご意見、いかがでしょうか。

そうしますと、皆さん方、資料4の2ページをご覧いただきたいんですが、当面の方針ということで案とありますが、これは県の方でいろんな委員の皆さん方からのご意見、あるいは岩手県の動き等々も俯瞰しながらまとめたものでございます。

これに関しまして、この辺のはもうちょっとこういうことで、あるいは具体的なご意見等があれば是非お出しただければと思いますが、いかがでしょうか。

今、野呂委員もおっしゃったことに尽きるのかと思いますので、それでは、これは、勿論、ある意味でやや抽象的な部分があると。こういうのは仕方がないんですが、これを更に県、それから田子町、それから更には勿論岩手県も含めて、より具体的な形でステップアップしていけるような方向でやっていただくということで、当面の方針、これを案とありますが、これをご了解いただけますか。案を取ってよろしいですか。

それでは、そういうことをご賛同いただいたということで、当面の方針ということで、県の方としては是非お進めください。ただ、その時も要するにより具体的に見える化していくということが必要だと思いますので、その辺は充分にご留意いただくということでよろしくお願ひしたいと思います。

それでは、案件5に移らせていただきます。

平成26年環境モニタリング調査結果については、これは事務局からご説明いただきます。よろしくお願ひいたします。

事務局： それでは、平成26年環境モニタリング調査結果についてご説明いたします。資料5をご覧ください。

前回の協議会において8月の調査結果までをご報告しておりましたが、9月から12月までの調査結果を加え1年間の結果としてご報告いたします。

まず、周辺環境についてですが、これまでと同様、環境基準値を超過した項目

はありませんでした。遮水壁で囲まれた不法投棄現場内の調査結果については、こちらもこれまでと同様、鉛、砒素、1,4-ジオキサン、ベンゼン、ほう素が環境基準値を超過しておりました。下の表に環境基準値を超過した項目、濃度、地点についてまとめております。これまでも問題になっている1,4-ジオキサンについては、現在も現場内の多くのところで環境基準値を大きく超過している状況にあります。これから本格的に地下水の揚水浄化を開始しますので、その濃度の変化を今後は注視していきたいと考えております。

1,4-ジオキサン以外の環境基準値超過項目については、廃棄物の撤去中に一時的に上昇がみられたものの、近年は概ね低下傾向がみられており、その濃度も環境基準値付近ですので、自然に環境基準値以下まで低下していくものと考えております。

このように現場内では主に1,4-ジオキサンの汚染があるものの周辺環境ではこれまでと同様、環境基準値超過は確認されておりませんので、汚染拡散の防止はしっかりと行なわれているものと考えております。

後ろの調査結果一覧表、22ページをご覧ください。

今ご説明した環境基準値を超過している項目について、グラフにしているものです。一番上は、県境部分の1,4-ジオキサンの状況ですが、廃棄物の付近での撤去を開始してから上昇がみられており、平成26年についてもほぼ一定のまま推移しているという状況にあります。真ん中のグラフは県境部以外、現場の中央から下流部になりますが、こちらの方は廃棄物の撤去を完了してからは濃度が低下している様子がみられておりますが、依然、環境基準値を大きく超過している状況にあります。

今後、揚水浄化が開始されますので、濃度の変動についてはしっかりとみていきたいと考えております。

一番下のベンゼン、次のページの鉛、砒素、ほう素については、廃棄物の撤去中に一時的に高く検出されることもありましたが、近年は季節変動もあるものの、低下の様子がみられていると考えています。

また、最初の方に戻っていただきまして、2ページ目をご覧ください。

続きまして、不法投棄現場からの汚染水を処理している水処理施設で実施している結果についてご報告いたします。

水処理施設の放流水については、全ての項目において計画処理水質を下回っていることから、汚染水の処理はしっかりと出来ているものと考えております。先ほど、周辺環境の調査結果で環境基準値を超過した項目は確認されなかったことを報告しましたが、その中には水処理施設からの放流先の地点もあり、そちらでも特に問題がないことを確認しております。

2ページの下の方には、不法投棄現場からの1,4-ジオキサンの除去量という

ものを今回、参考までに掲載しております。現場からの1,4-ジオキサンの除去量というのは、岩手県側の現場でも同じく1,4-ジオキサンの地下水問題があって、同じく揚水浄化している状況にあるのですが、岩手県が協議会の中でこういった形で除去の状況を報告しておりますので、こちらの現場についても参考までにまとめてみたものになります。廃棄物の撤去が完了した後の平成26年1月から求めておまして、月平均で約700g程度、累計では約8.5kgという状況でありました。

平成26年の環境モニタリング結果のご報告は以上となります。

末永会長： ありがとうございます。

ただ今、平成26年環境モニタリング調査結果のご報告をいただきました。委員の皆様方、ご質問、ご意見があったらと思えますが。鈴木委員、眞家委員、恐縮ですが何かお気づきの点がありますか。

鈴木委員： すいません、資料5の22ページの1,4-ジオキサン県境部のグラフなのですが、丁度ア-29、これは前々回の協議会でも説明いただいたと思えますが、年々濃度が高くなっているということですね。それと、次の24ページの下に電気伝導度というのがあります。このア-29、一番上ですが、大体同じようなパターンになっていますよね、水質関係。この2つの結果から、何か言えることとかありますか。汚染源が移動してきているとか。

末永会長： なかなか専門的なので、いかがですか。

鈴木委員はどう思っていますか？

鈴木委員： 僕もはっきりしたことはまだ言えないんですけども、段々高くなってきていますよね。これが気になるんですね、浄化する上で。

末永会長： いかがですか。思い当たることは。推測でも構いませんが。

鈴木委員： なかなかはっきりしたことは言えないとは思いますが。

事務局： 鈴木委員がご心配されているとおり、ここの場所は丁度、矢板のすぐ近くでございまして、水の動きが殆どない場所でございます。廃棄物を撤去した時に一時的にボンと高くなっていて、そのピークのレベルを維持しながら動いているという、図面の上の方に注釈を書いているんですが、平成23年でしたか、平成24年の7月ぐらいですね。この前の年、平成23年度に廃棄物を撤去しまして、その

時に影響しているものが現場に残っていて、それが上下しながら現在に至っているかと思います。その部分、ア-29の近くに揚水用の井戸で確認しておりますので、その井戸の水質、一時的に測って見たんですけども、その部分についても1,4-ジオキサンがございますので、それを抜きながら様子を見ていく形になるかと思います。

鈴木委員： ありがとうございます。

あと、電気伝導度って、要はイオンの多さを表していると思うんですが、今回のモニタリングでは塩化物イオンを主に測定していると思うんですね。これは、イオンクロマトで測定されているんですかね。そうすると、例えば、イオンクロマトで測定していると、他のイオン成分も一緒に測定しているはずなんですよ。要は、その濃度組成比、ヘキサダイアグラムとかあるんですけど、そのプロファイルを見ると、どこから来たかというのが間接的に分かるかもしれないですね。もし、データとかがありましたら、ちょっと過去のデータをひっくり返して、そういうヘキサダイアグラムとかを作って、検討してみてくださいませんか。

末永会長： どうぞ。

事務局： そちらの方のデータにつきましては、後でご相談したいと思います。

実は、県境部につきましては、かつてイオンダイアグラムを書いてみて、明確な移動の関連性のあるダイアグラムというのが書けなかったというか、明らかな関連性というののははっきり分からない状況で、それぞれにその場所、その場所、汚染の状況というののは独立しているような状況が実はかつて明らかになっております。このア-29につきましても、矢板からちょっと離れて青森県側にあるということ、あと、かつてア-29の近辺には、1,4-ジオキサンの原因となっていると考えられております、RDF様物が埋められていたということもございまして、このあたり、汚染の状況なのかなと考えております。それもありまして、このア-29に隣接しまして、先ほど、対馬が申しました揚水井戸、掘削しておりますので、こちらの方の揚水浄化を開始して、あたりのア-29、あるいはア-27、関連しているア-26、このあたりの推移、あるいはEC、1,4-ジオキサンの濃度の状況を観察して、この辺の浄化の対策を更に検討していきたいと思っております。

鈴木委員： 分かりました。ありがとうございます。

末永会長： 他には。宇藤委員、その後、眞家委員、もしあれば。
宇藤委員。

宇藤委員： 資料5の数字ですが、環境基準が0.05以下と書いてあるのに測定値が1.5とか1.8という数字なんです、これはそんなに心配のいらぬ数字なんですか。環境基準より大分高いと思うんですが、これはどんなふうに考えればいいものですか。

末永会長： 例えば、ア-29ですね。

宇藤委員： はい、そうです。

末永会長： どうぞ。

事務局： 一応、本県の現場、ぐるりと遮水壁で囲んでおまして、今までのモニタリングの結果でも、外への汚染の拡散というものはありません。こちらの方については自信を持っております。ですから、確かに環境基準から比べますと高い数字もございしますが、これは、これから揚水して浄化をして、環境基準以下になるまで下げていきますので、今は確かに高いですが、外への汚染の拡散というものはございせんので、ここは心配ないかと考えております。

宇藤委員： 異物が無くなっても、その数値が高いというのはどういうことですか。

事務局： こちらの方ですが、ちょっと先ほども触れましたが、元々廃棄物があつて、そこに雨水が染み込んで、汚染物質がその中に溶け出します。それが、結局、土の中に染み込んでいて、今は帯水層のところに滞留しているという状況だと考えておりますので、それで廃棄物はもう既に無くなっているんですが、汚染水は地下の方に浸透して帯水層にあると。ですから、帯水層から水を抜いて浄化をしていくというふうに考えております。

末永会長： よろしいですか。

じゃ、眞家委員、資料5に関する所見を。

眞家委員： このデータ自身には何もこれといってないんですが。これから浄化が進んでいくに従って、どのように検証していくのかということモニタリングしてデータを取って、あと何年ぐらい、どのぐらい経てばということ完全を予測して、その予測の曲線がちゃんと期間内に収まっているかどうかということを確認しながら、もし遅いようであれば少し改良してということが大事なのではないかと思

います。

末永会長： ありがとうございます。

非常に最もなご意見だと思しますので、次の平成 27 年度の環境モニタリング計画案ですね、これをまたご紹介いただきながら、今の眞家委員のご意見も考えてみたいと思しますので、じゃ、次、案件の 6 ですが、平成 27 年度環境モニタリング計画（案）ですね。これに関しましてご説明いただきたいと思います。よろしくをお願いします。

事務局： それでは、平成 27 年度の環境モニタリング計画（案）についてご説明いたします。資料 6 をご覧ください。

地点図、計画表については 2 ページ、3 ページにありますので、適宜ご覧いただければと思います。

変更点についてご説明しますが、県境部分には、岩手県側から本県側への汚染地下水の流入を監視する目的で観測井戸ア-25 とア-25-2 という観測井戸がございます。こちらの方は、昨年の県境北部遮水工により岩手県側に位置するようになっております。

県境部遮水工の岩手県側にある本県区域の浄化については、岩手県が実施することとしておりまして、岩手県が大口径井戸を設置して、平成 26 年 8 月から揚水浄化を開始しております。このエリアで現在問題となっている 1,4-ジオキサンの濃度についても、その推移は岩手県でみていっております。

このような状況から同区域にある観測井戸ア-25 及びア-25-2 については、モニタリングは廃止したいと考えております。

また、現場内の県境部にある観測井戸ア-29 及び最下流にある揚水井戸ア-39 の塩化ビニルモノマーという項目については、付近で廃棄物撤去中の平成 23 年度に環境基準値を超過したことがあったことから、その後、年 6 回実施してきておりましたけども、平成 24 年度以降、環境基準値以下の状況が継続していることから、他の地点と同様の測定回数、年 4 回と見直したいと考えております。

なお、周辺環境については、今年度と同様の体制で汚染の拡散がされていないことを確認していきたいと考えております。

説明は以上になります。

末永会長： ありがとうございます。

ただ今、ご報告がありました、計画（案）でございますが、これに関しましていかがでしょうか。

ア-25 と 25-5、これは岩手県の方なので、青森県としては廃止するというこ

とですね。それから、ア-29、30は、塩化ビニルモノマー、これに関しましては安定した状態なので、他と同じように回数を減らすということが変更の大きな点だと思いますが、これはよろしいですか。眞家委員、何か問題はないですか。ありませんね。

いかがですか、他に。

それでは、この計画（案）、これをご承認いただけたというふうに判断させていただきたいと思います。ありがとうございました。

以上で今日予定しておりました議案は全て終わりました。もし、何かありましたら、ここで、これだけは言っておきたいということとがありましたら、まだ若干時間が、非常にスムーズに進んで参りましたので、まだありますのでいかがでしょうか。ご発言されていない大西委員、佐々木委員、澤口委員、何かありましたら。よろしいですか。

鈴木委員。

鈴木委員： 資料2-1の1ページの下のところですね。これからの工事の予定というのがあって、その他に平成33年に防災調整池の撤去というのがあるんですが、今、植樹した森林がきちんと保水機能を発揮するまでに時間が掛かるんじゃないかと思うんです。森の成長具合とも関わってくると。そうすると、ある程度成長するまでは、防災調整池というの残した方がいいんじゃないのかというのは、私としてはアイデアとしてあるんですが、どうなんですかね。

末永会長： どうですか。

事務局： この事業が特措法で平成34年度までです。要は補助を受けられるのが平成34年度までで、それまでに全ての事業を終えるということなので、水処理施設から何からすべて撤去してしまうためには、先に準備段階として防災調整池とか流末の整備が必要になります。ですので、こちら側の補助事業の立場からこのようになっている状況です。

鈴木委員： 例えば、この防災調整池をずっと残しておくという手段はないですかね。

事務局： それも1つの考え方ではあります。

事務局： ちょっと補足いたします。

元々、この防災調整池なんですけど、現場、廃棄物がまだある時に全面キャッピングした、その時にキャッピングの上に降った雨が一気に流れると、それに対応

するために造られた防災調整池です。

今現在は、もう既に廃棄物の撤去が終わって上に掛けていたシートを取っております。ですから、通常の染み込む感じとなっておりますので、今の段階で、もう既に、実は、防災調整池は不要ということになります。

ただ、まだこれから浄化も続きますし、ある程度落ち着くまでは浸出水処理施設の撤去までは残しておいて、最終段階で一緒に撤去しようということでこの平成33年度、あるいは34年度のところに設定をしております。

ですから、鈴木委員が今ご心配されていたような防災調整池がなくて大丈夫なのかということについては、計算上は、今、大丈夫ということになっております。

末永会長： よろしいですか。

鈴木委員： それが分からないので。

事務局： すいません、もう1つ補足なんです。防災調整池撤去については、元々ここがラグーンになっておりまして、防災調整池を撤去した後にそういう形で残すということも検討出来るかと思えます。

鈴木委員： 今のをもう一回説明してください。

事務局： 元々、ラグーンがここにございまして、防災調整池の役目をしていたものなんです。

鈴木委員： 田んぼですよ。

事務局： そうです。防災調整池を撤去した後に、そういう機能を設けた形で自然な形の防災調整池にするということも出来るかと思えます。

鈴木委員： この場所にそういう水をストックする機能も出来ると。

事務局： それの検討は出来るかと思えます。まだ、最終形がどうなるかというのがまだちゃんと煮詰まっていませんが。

鈴木委員： ここは差し押えている土地でしたっけ？

事務局 : そうです。

鈴木委員 : じゃ、将来的には公売しなきゃいけない？

事務局 : ただ、考え方としては、元に戻すということも出来るかと思います。

鈴木委員 : なるほど、分かりました。今後、検討、お願いいたします。

末永会長 : どうぞ。

事務局 : 若干、補足させてください。

先ほど、計算上はもう既に防災調整池がなくても大丈夫だということでお答えしましたが、勿論、今後、平成 33 年度、平成 34 年度までの森林、樹木の育ち具合、現場の保水能力のその辺を見て、当然、その前には水の、表流水の流れ具合とか、その辺も検討しながら、本当に撤去していいかどうかというのは、当然、検討した上で大丈夫ということであれば撤去することにします。

鈴木委員 : よろしくお願いいたします。

末永会長 : そういうことですね。あくまでも予定ですから、もしそういう不測の事態といえますか、考えられないことが起きてきたら、またそれはペンディングするということも考える。あるいは、代替案でも何でも考えられるということでご理解いただければと思います。

その他、よろしいですか。

皆さん方の大変ご協力をいただきまして、予定よりも 30 分も早く終わることになるんですが、今年度、3 回目で、今年度はこれで最終回でございます。今日は、特に地域振興ということで、先ほどありました当面の方針は定まりましたが、それに関しましては、くどいようですが、より田子町さんの方にもご理解いただけるような、そういうふうな形において進められていくことが望ましいと思いますので、ましてや今、地域創生でございますので、是非、それは地域創生というのは、主体的に地域がやらなければならないことではありますが、同時に県、その後も様々な形において応援するということもあり得るということです。

また、岩手県との問題もありますので、県の方には大変ご苦勞を掛けますが、よろしくお願ひしたいと思ひます。

そういうことで、もしなければ、これでマイクを事務局にお返しして終了ということでもあります。どうぞ、事務局。

事務局 : 資料6の件でちょっと修正していただきたい点がございました。

資料6の下の表のところに、一番下にア-37と書いてあります。本文中ではア-39となっております、こちらは、ア-39の方が正しいです。修正していただければと思います。

末永会長: そういうことで訂正、ということで、それでは事務局、よろしくお願いします。

司会 : 平成27年度の協議会開催日程についてご連絡します。

日程につきましては、5月、10月、それから年度末の3回を予定しております。次回、5月の開催場所は青森市、具体的な日取りにつきましては別途委員の皆様のご都合を照会させていただくこととなりますので、よろしくお願いいたします。

それでは、以上をもちまして第52回県境不法投棄現場原状回復対策推進協議会を閉会いたします。

本日はありがとうございました。